

令和3年4月24日

企画部

(案)

緊急事態宣言の発出を受けた対応について（4月25日以降）

(1) 小中学校は通常どおり

- ・ 日野市立幼稚園及び小中学校の教育活動は、感染症対策を徹底して実施します
- ・ 感染症対策を講じてもなお、飛沫感染の可能性が高い学習活動は行いません
- ・ 学校施設開放は公共施設の対応に準拠します

(2) 子育て関連施設は通常どおり

- ・ 児童館、学童クラブ、新たな放課後子ども教室、保育所、子育てひろば等の子育て関連施設は、原則開所します

(3) 公共施設について

- ・ 市役所窓口は通常どおり開庁します
- ・ 公共施設は原則休館とします
- ・ 一部休止や利用自粛とする施設があります
- ・ 屋外運動施設（陸上競技場、グラウンド、テニスコート）は無観客、感染拡大防止対策の徹底、夜20時までを条件に利用可とします
- ・ 既予約がある施設は休館までに利用者への周知期間を設けます
- ・ 図書館は、臨時休館します。館内に入館することはできませんが、予約資料の貸出は継続します

※詳細は各施設のホームページでお知らせします

(4) 市主催イベントについて

- ・ 市及び関係団体が実施するイベント等は、社会生活の維持に必要なものやオンライン配信等の感染リスクの低いイベントを除き原則中止もしくは延期とします

※政府の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置における要請や協力依頼の内容が変更された場合は、公共施設の利用制限やイベントの開催制限の内容を変更することがあります